

自治体環境行政の基礎

筑紫圭一 著
北村喜宣・山口道昭・出石 稔 編

2020年12月発売/328頁/本体2600円+税
四六判/並製



編集
担当者
から

本書は、環境法・環境行政をわかりやすくコンパクトに整理・概説したものです。条例による取組みの例なども挙げつつ、実務的な視点を意識して書かれています。さらに、図表、資料を豊富に掲載していることも、本書の内容をより一層充実したものにしているといえるでしょう。

「地方自治・実務入門シリーズ」という名を冠している通り、想定する読者は主として自治体職員ですが、本書は環境法の全体像を把握するのに適した内容で、環境法を学ぶ人一般にお薦めできる入門書となっています。現役の地方公務員の方々はもちろんのこと、自治体で働くことを目指している学生の方などのうち、環境法・環境行政に少しでもご関心をお持ちの方は是非手に取っていただければと思います。

同シリーズの既刊書である『福祉行政の基礎』『自治体コンプライアンスの基礎』『自治体災害対策の基礎』も、それぞれの分野を平易に、かつコンパクトにまとめたものとして好評です。本書とあわせて是非どうぞ。(M.Y.)

Point!

P

発展的な学びにつながるコラムも必読!

二 規制的手法

図表 4-3 事業活動と規制基準のタイプ

| 事業活動 | 規制基準 |
|---------|---|
| 計画段階 | 計画作成基準 省エネ法 15 条、16 条 (中长期計画作成・定期報告) |
| 活動段階 | 施設基準 大気汚染防止法 18 条の3 (一般粉じん発生施設の構造基準) |
| 産出・排出段階 | 性能基準 大気汚染防止法 3 条 (排出基準) |

が難しく、かつ、規制対象施設が物質や共通の技術、用法を義務づける場合に用いられる。被規制者が不慣習なときは、多くの企業に効果的でない技術の使用を強いるおそれ大きく、施設基準の採用が難しい。施設基準に基づく規制は、大半の企業が同様の生産様式を採用しており、その様式が長期間変わらない場合に有効である。

第三に、計画作成基準に基づく規制は、被規制者に對し、企業の環境管理を促進する目的で計画作成を義務づける。その代表例は、省エネ法の中長期計画作成・定期報告義務(二五条、一六条)である。省エネ法の例として、食品安全規制の HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) が有名である。この基準は、規制対象施設が不習であり、かつ、産出・排出段階のモニタリングも困難である場合に用いられる。計画作成基準の増長は、被規制者が持つ情報や知識を活用する点であり、企業の創意工夫や柔軟な対応、効率的な対策を期待できる。他方で、計画作成基準は、企業に計画作成を義務づけるにすぎず、所期の環境保全効果を達成する確実性が低い。この基準に基づく規制は、予防的な対応を要する問題で、複合的な要因が重なって生じる事故などに有効である。

ただし、その有効性は、その制度設計や運用方法により左右される。高い環境保全効果を期待するならば、規制者の強い関与や監督が必要になりうる。制度設計上の論点は、①計画の承認とするか、②計画作成時の検討項目を規制者が詳細に定めるか、③計画の進捗を義務づけるか、④どういった後の評価制度を設けるか、などである。また、企業の取組みが継続的かつ着実に成果を上げることが期待するならば、それを促す仕組みも求められる。それは、制度導入当初は企業も安価な対策を意見・実施しやすいもの、そうした対策は徐々に高くなるためである。他方で、計画作成基準も、規制であることに違いはなく、計画作成の費用は、企業にとって大きな負担となりうることに注意を要する。

コラム④ エンド・オブ・バイパススクリーナー・プロダクション方式

環境科学の異端児は、環境対策は、エンド・オブ・バイパス(未燃ガス)と「クリナー」プロダクション方式に大別される。前者は、物理的手法(フック、水洗浄、吸着など)、化学的転換(製フックの改良)、省エネ(省エネの推進など)など、前者は、排出物(汚染物質)を除去する手法であるのに対し、後者は、汚染物質を生じにくくする(汚染物質を減らす)手法である。大気汚染分野の規制強化を例に考えよう。規制強化は、不燃物の燃焼を省く燃料を燃やすこと

61

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

